ふくしまから
はじめよう。
Future From Fukushima.

令和2年度
福島県奨学資金《震災特例採用》
奨学生のご案内

福島県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

◆対 象 者　※1年生以外の学年の方も応募できます。

・保護者が福島県内に住所を有する高校生、専修学校生（高等課程）、特別支援学校高等部の生徒
・勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める生徒
・東日本大震災により被災し、下記のいずれかの事由で家計が急変したことにより修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下（※）であること。

※所得金額：総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた額（目安：父・母・高校生・中学生の4人世帯の場合の所得基準は、給与所得者の場合７８５万円以下、給与所得者以外の場合３３０万円以下）

① 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
② 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
③ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
④ 主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
⑤ 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合
⑥ その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

◆貸与月額

	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000円
私　立	30,000円	35,000円

※　保護者と同居の場合は自宅通学扱い

◆貸与期間　令和2年4月～令和3年3月

◆貸与方法

採用決定後、年2回（令和2年 9 月末と令和 3年 1月末）に分けて奨学生本人の口座に振込み

◆利　　子　無利子

◆保 証 人　連帯保証人1名（原則保護者）

◆返　還

卒業から6ヶ月経過後より7～8 年間で返還
ただし、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込み（税等控除前）が一定額を超えない場合、願出により返還義務を免除します。

《返還免除基準となる年間収入見込額》

高校等卒業（進学者を除く）	340万円未満
短大・専門学校に進学・卒業	370万円未満
大学・大学院に進学・卒業	400万円未満

◆申込方法

願書に必要書類を添付し、在学する学校へ申し込んでください。申込み手続き等については、学校へお問い合わせください。

◆申込締切

・学校への申込締切
令和2年 7月 6日(月)
・学校から県教委への提出締切
令和 2年 7月31日(金)必着

福島県教育庁高校教育課　〒960-8688 福島市杉妻町 2-16　電話 024-521-7775

教室掲示

＜必要書類＞

1. 福島県奨学生願書（第1号様式）
   ① 「記載例」及び願書裏面「記載上の注意」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
   ② 本籍及び現住所は住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。
   ③ 申請者及び連帯保証人について、現在居住している住所が住民票上の住所と異なる場合は、願書の下の余白に、現在居住している住所を記入してください。（例　申請者：〇〇市〇町1－1　仮設住宅101号）
   ④ 連帯保証人は、県内に住所を有する親権者等（父、母または未成年後見人）となります。
   ⑤ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください（修正ペン、修正テープは使用不可）。

2. 福島県奨学生推薦調書（第2号様式）
   ※ 学校が記載するものです。［学校の方へ：出身（在学）学校の成績欄は記入不要です。］

3. 震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書
   ① 「記載例」をよく読み、あてはまる被災状況のすべてにチェックをつけてください。
   ② 被災状況に応じて、必要書類を1項目分添付してください。

被災状況	必要書類（※いずれも写しで可）
ア 自宅被害（全壊・半壊等） ※ 一部損壊は対象外	罹災証明書（被災証明書は不可）
イ 警戒区域又は計画的避難区域に居住していて避難した場合	被災証明書又は罹災証明書
ウ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて避難した場合	・被災証明書又は罹災証明書 ・特定避難勧奨地点に指定された地点に居住していて避難した場合は、その旨が確認できる書類
エ 主たる生計支持者の死亡等	戸籍謄本、死亡診断書（検案書）、医師の診断書、障害者手帳の写し等、事実が確認できる書類をいずれか一つ
オ 主たる生計支持者の収入の著しい減少（失業又は50%程度以上の収入減）	・被災証明書又は罹災証明書 ・平成22年～令和元年分の所得証明書（10年間分） ・震災が原因の失業/収入減であることが確認できる書類

4. 令和2年度所得証明書（就学者以外の世帯全員のもの）※源泉徴収票は不可。
   ① 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
   ② 平成31年及び令和元年の中途又は令和2年中に退職、転職（開業・転業・勤務先変更も含む）等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。
   ※令和2年度所得証明書の発行開始時期は各市町村で異なるので、各市役所・役場へお問い合わせください。

5. 住民票謄本（本籍記載の世帯票）
   ① 同一生計の方全員分です。別居している方も提出になります。
   ② 住民票で罹・被災証明書の住所が確認できない場合のみ、生徒本人の戸籍附票も提出してください。
   ③ マイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。戸籍謄本や広域住民票は不可です。
   ④ 生徒本人が保護者と別居し、かつ、住民票と異なる住所に居住している場合は、必ず「居住証明書」を提出してください。※居住先の管理者から証明を受けてください。

6. 口座振替による支払申出書（ゆうちょ銀行の場合は見開き1ページ目のコピーを必ず添付）
   ① 奨学資金申請者本人名義となります（普通預金口座のみ有効）。
   ② 金融機関で金融機関名、口座番号等の確認を受けてください。
   （金融機関の確認を受けることが出来ない場合や口座番号訂正した場合は、通帳の銀行名/支店又は支店番号/口座番号/カナ名義が確認できる部分の A4 コピーを添付してください。）
   ③ 用紙右下の署名・捺印を忘れずに行ってください。

7. 誓約書
   ① 奨学資金申請者が記入・押印してください。
   ② 本籍及び現住所は1の願書と同様、住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。

≪注意≫

・居住証明書
・特別の事情にかかる経費内訳
・給与支払（見込）証明書

⇨ 該当者のみ提出